



工業製品規格

THAI INDUSTRIAL STANDARD

TIS 655 PART 3-2554

食品用プラスチック容器及び用具

パート 3 アクリロニトリル - ブタジエン - スチレン
及びスチレン - アクリロニトリル

PLASTIC UTENSILS FOR FOOD

PART 3 ACRYLONITRILE - BUTADIENE - STYRENE AND STYRENE -
ACRYLONITRILE

工業製品規格事務局

工業省

ICS 67.250 ; 83.140.99 ; 97.040.60 ISBN 978-616-231-098-0

工業製品規格

食品用プラスチック容器及び用具

パート 3 アクリロニトリル - ブタジエン - スチレン
及びスチレン - アクリロニトリル

TIS 655 PART 3-2554

工業製品規格事務局

工業省 10400 バンコク都ラーマ 6 世通り

TEL 0 2202 3300

(注 1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、**JETRO Bangkok** が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、**JETRO** は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注 2) 原典については下記をご覧ください。

[TIS-655-3-2554m.pdf \(tisi.go.th\)](https://www.tisi.go.th/TIS-655-3-2554m.pdf)

官報一般公報編第 128 号特別章 113D 2011 年 9 月 29 日にて公示

技術委員会第 153 分科会
食品収納用プラスチック製容器の規格

委員長

準教授 パンティパー・チャンタワット博士 チュラーロンコーン大学理学部

委員

MRS.スマーリー・タンピタヤクン	科学サービス局
MRS.ウマー・ボリブーン	医学局
MISS サーユット・プラサアートウィット	食品・医薬品委員会事務局
MISS ワールニー・セーンスパ	
MR. サッキー・セーンスパ	THAI PACKAGING CENTRE
スポット・プラティープティントーン博士	タイ科学技術研究所
MR. ナロンチャイ・ピスットパンヤー	タイ工業連盟
MR. ピヤ・サワッディー	PREPACK THAILAND CO., LTD.
MR. スラチャイ・イムウィライ	PIONEER INDUSTRIAL CO., LTD.
MR. YASUJI MORI	TOYO SEIKAN KAISHA CO., LTD.
ヤオワラック・ラタナポーナーワーリーサクン 博士	

委員兼書記

MRS. カンニカー・トープラサアートボン 工業製品規格事務局

委員兼書記補佐

MR. アーシラワット・ポーティパン 工業製品規格事務局

(2)

現在、アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン、及びスチレン・アクリロニトリルを原料とする食品収納用プラスチック容器が広く使われている。そこで、消費者の安全のために、また同製品の輸出を促進するために、工業製品規格「食品用プラスチック容器及び用具 パート 3 アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン、及びスチレン・アクリロニトリル」を制定する。

本工業製品規格「食品用プラスチック容器及び用具 パート 3 アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン、及びスチレン・アクリロニトリル」は、工業製品規格「食品用プラスチック容器及び用具」シリーズの一部を成す。

工業製品規格「食品用プラスチック容器及び用具」シリーズのうち、以下が既に告示されている。

TIS 655	食品用プラスチック容器及び用具
PART 1-2553	ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、 ポリエチレンテレフタレート、ポリビニルアルコール 及びポリメチルペンテン
PART 2-2554	ポリ塩化ビニル、ポリカーボネート、ポリアミド及び ポリメチルメタクリレート

本工業製品規格は、メーカー、ユーザーからの情報、及び以下の文書を指針として制定している。

JIS S 2029 : 2002	Plastics table wares (Reaffirmed 2007)
ISO 4581 : 1994	Plastics - Styrene / acrylonitrile copolymers - Determination of residual acrylonitrile monomer content - Gas chromatography method
TIS 619-2519	感圧粘着紙テープ
TIS 656-2529	食品用プラスチック製品の分析方法
TIS 735-2550	食品収納容器用ラッカー
TIS 1310-2538	リサイクルプラスチックに対する記号
保健省告示(第 295 号)2005 年、件名「プラスチック製収納容器の品質又は規格の規定」	

工業製品規格委員会が本規格を審査した結果、1968年工業製品規格法の第15条に基づき大臣に提案し告示することが適切であると判断した。

(3)



1968年工業製品規格法に基づき公布する

工業省告示

第4367号(2011年)

件名 工業製品規格「食品用プラスチック容器及び用具 パート3
アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン、及びスチレン・アクリロニトリル」の制定

1968年工業製品規格法の第15条の権限に基づき、工業大臣が工業製品規格「食品用プラスチック容器及び用具 パート3 アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン、及びスチレン・アクリロニトリル 規格番号 TIS 655 PART 3-2554」を制定する告示を公布する。詳細は本告示の末尾に記す通りである。

なお、官報公示日より施行する。

2011年7月7日告示
チャイウティ・バンナワット
工業大臣

(5)

工業製品規格

食品用プラスチック容器及び用具

パート 3 アクリロニトリル - ブタジエン - スチレン 及びスチレン - アクリロニトリル

1. 適用範囲

- 1.1 本工業製品規格は、アクリロニトリル - ブタジエン - スチレン、及びスチレン - アクリロニトリルから作られた、食品の準備、保存又は摂取に用いるための食品と接触する容器及び用具を対象とし、蓋、分割スペース又は注ぎ口のキャップなど、食品と接触する容器の構成部分も含まれる。これらには、使い捨てタイプ及び再使用可能タイプがあり、本規格において以下「プラスチック容器」と呼ぶ。
- 1.2 本規格は、工業製品規格として告示・制定されている食品用プラスチック容器及び/又は用具を対象としない。

2. 区分、種類及び略称

- 2.1 プラスチック容器は、使用形態により以下の2つに区分される。
- 2.1.1 高温耐性区分
100°C以上の温度耐性を持つ。
- 2.1.2 常温区分
60°C以上の温度耐性を持つ。
- 2.2 各区分のプラスチック容器は2種類に分類され、各種類について以下の略称を用いる。

種類	略称
アクリロニトリル - ブタジエン - スチレン (acrylonitrile - butadiene - styrene)	ABS
スチレン - アクリロニトリル(styrene - acrylonitrile)	SAN

3. 原料

プラスチック容器を作る原料は以下に従うこと。

3.1 樹脂

未使用樹脂(virgin resin)で、食品接触品質等級(food contact grade)に該当すること。廃材(scrap)を混合する場合は、その製造工程内に残留するものに限り使用を認める。製造者は、工業製品規格事務局が容認する研究所又は機関を通じて品質若しくは分析結果を立証するか、又は証明書を提示すること。

3.2 容器本体の製造に用いる原料

ラベルの表示に応じてアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン、又はスチレン・アクリロニトリルであること。

分析は TIS 656 に従い行うこと。

3.3 食品と接触する構成要素の製造に用いる原料(容器本体を除く)

食品接触品質等級に該当する未使用樹脂から作ること。廃材を混合する場合は、その製造工程内に残留するものに限り使用を認める。

製造者は、工業製品規格事務局が容認する研究所又は機関を通じて品質若しくは分析結果を立証するか、又は証明書を提示すること。

4. 要求特性

4.1 一般特性

4.1.1 清潔で、外観が異常である又ははっきりと見える疵があるなどの欠陥がないこと。

4.1.2 蓋の場合は、密閉可能で、かつ使用形態に適していること。

4.1.3 対称的な位置にある点、又は同一の形態及びレベルにある様々な点におけるプラスチックの厚さが均一であること。非対称のプラスチック容器の場合は、厚さの比率が適切であること。

試験は目視検査により行うこと。

4.2 臭い及び味(プラスチック用具を除く)

8.2 項に従い試験した場合に、プラスチック容器に望ましくない臭いがせず、また水の味が初めと変わらないこと。

4.3 使用温度における温度耐性

8.3 項に従い試験した場合に、歪み、しわなどの使用に不都合な外観の異常が存在しないこと。

4.4 衝撃耐性(プラスチック用具を除く)

8.4 項に従い試験した場合に、裂けず、割れないこと。

4.5 安全面の特性

4.5.1 色素

4.5.1.1 スプレー又はコーティング色素(もしあれば)、プリント用色素(もしあれば)及びプラスチック配合色素

安全で、健康に害のない食品接触品質等級に該当する色素であること。

製造者は、工業製品規格事務局が容認する研究所又は機関を通じて品質若しくは分析結果を立証するか、又は証明書を提示すること。

4.5.1.2 プリント用色素の耐久性(もしあれば)

8.5 項に従い試験した場合に、プリント用色素が脱落して感圧粘着紙テープに付着しないこと。

4.5.1.3 プラスチック面のスプレー又はコーティング用色素の耐久性(もしあれば)

8.6 項に従い試験した場合に、脱落して感圧粘着紙テープに付着する色素が20平方ミリメートル以下であること。

4.5.2 溶け出てくるプラスチック配合色素

8.7 項に従い試験した場合に、得られた溶液の色がキャリブレーション溶液の色よりも濃くないこと。

4.5.3 ラッカー(もしあれば)

TIS 735 に基づき、安全で、健康に害を及ぼさないこと。

4.5.4 溶け出てくる物質の量

表1に従うこと。

分析はTIS 656に従い行うこと。

4.5.5 プラスチック内の金属及び有機物

表2に従うこと。

表1 溶け出てくる物質の量
(4.5.4 項)

項番	試験項目	抽出用 溶媒	上限基準 ミリグラム/立法デシメートル	
			種類	
			ABS	SAN
1	反応に用いる過マンガン酸 カリウム	蒸留水	10	10
2	蒸発残留物	4 容量パーセント 濃度の酢酸溶液	30	30
		蒸留水	30	30
		20 容量パーセント 濃度のエタノール	30	30
		ノルマルヘプタン	240	240
3	重金属(鉛換算)	4 容量パーセント 濃度の酢酸溶液	1	1

表2 プラスチック内の金属及び有機物
(4.5.5 項)

項番	特性	上限基準 ミリグラム/キログラム		試験方法の典拠
		種類		
		ABS	SAN	
1	鉛	100	100	TIS 656
2	カドミウム	100	100	TIS 656
3	揮発性物質	5,000	5,000	TIS 656
4	アクリロニトリルモノマー	80	80	8.8 項

5. パッキング

- 5.1 別途規定される場合を除き、清潔、丈夫で、プラスチックに引っかき傷を生じさせず、輸送又は保管中に亀裂、変形又は破裂を生じさせない材料で、プラスチック容器を包装又はパッキングすること。

6. マーク及びラベル

- 6.1 各プラスチック容器、各プラスチック容器のパッキング材、又は同一寸法のプラスチック容器を収めた各パッケージに、場合に応じて数字、文字又はマークで、少なくとも以下の詳細を容易に、かつはっきりと見えるように記すこと。
- (1) 本規格に基づく製品名、又は本規格に基づく製品であることを意味する別名
 - (2) TIS 1310 に基づくプラスチックの区分、種類及び/又は種類の記号、及び摂氏温度による使用温度。その場合、(もしあれば)蓋を含む容器の本体に、プラスチック表面から浮き上がらせるか又は表面下に彫り込んで表示する。
 - (3) 場合に応じて、ミリメートル若しくはセンチメートルによる寸法、又は(もしあれば)立方ミリメートル、立方デシメートル若しくはリットルによる容量
 - (4) 個又は枚による数量
 - (5) 炎のそばに置かないこと、電子レンジで使用しないこと、調理したばかりの熱い食品を収納しないことなど、種類ごとにプラスチックに対して必要な警告を示す文言又はマーク
 - (6) 安全に、かつ健康に害を及ぼさずに、食品に接触できることを示す記号。付属書 B に示す形態及び比率で、容器の本体にプラスチック表面から浮き上がらせるか又は表面下に彫り込んで表示すること。
備考 付属書 B に記す記号に適用する寸法又は色に制約はない。
 - (7) 製造年月及び製造ロットコード
 - (8) 製造者名若しくは製造工場名、又は登録商標
外国語も併記する場合は、上記に規定するタイ語の意味と一致すること。

7. サンプルング及び判定基準

- 7.1 サンプルング及び判定基準は付属書 A に従うこと。

8. 試験

8.1 一般要求事項

- 8.1.1 本規格において定める試験方法、又は同等の結果をもたらす他の方法を用いること。議論になった場合は、本規格において定める方法を用いること。
- 8.1.2 別途規定される場合を除き、使用する蒸留水及び化学物質は、分析に用いるのに適した高純度のものであること。

8.2 臭い及び味の試験

8.2.1 溶液

0.05 重量パーセント濃度のドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム溶液

8.2.2 検査チーム

プラスチック容器の臭い及び味の検査を行う専門家 5 名により編成し、各自が独立に検査し、自由に意見を述べる。

8.2.3 判定基準

検査チームの中で 3 名以上が一致する意見を採用すること。

8.2.4 試験方法

8.2.4.1 標本をドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム溶液で 30 秒以上揺すりながら洗淨し、蒸留水でさらに 2 回洗淨して、蒸留水を捨てる。それから、沸騰した蒸留水を直ちに標本容器に定格容量*の約 80%まで入れて蓋を閉め(蓋のない場合は、時計皿又は適切かつ試験に影響を与えない他の素材で塞ぐこと)、5 分間放置する。それから検査チームが蓋を開け、直ちに臭いを嗅ぐ。その後、直ちに蓋を閉める。

8.2.4.2 さらに温度が $(25 \pm 2)^{\circ}\text{C}$ になるまで放置してから蓋を開け、検査チームが標本容器内の水の味を検査し、試験を経ていない水と比較する。

備考 * プラスチック容器に収納する食品の最大量を意味する。

8.3 使用温度における温度耐性

8.3.1 ツール

8.3.1.1 定格使用温度 $\pm 2^{\circ}\text{C}$ まで温度制御できる空気循環型オーブン

8.3.1.2 表面が滑らかで、面積が標本より少し大きく、標本の質量を支えられる十分な厚さがある適切な耐熱シート

8.3.2 標本の準備

標本プラスチック容器全体、蓋及び固定具(もしあれば)を試験標本として使用する。蓋がある場合は、製造者のアドバイスに従うこと。それから、標本を温度 $(23 \pm 5)^{\circ}\text{C}$ で、2 時間以上保管する。

8.3.3 試験方法

(8.3.2 項の)標本を耐熱シートの中心に置き、空気循環型オーブンに入れて、ラベルに表示された最高温度に設定して 1 時間温める。取り出して放置し、温度が $(23 \pm 5)^{\circ}\text{C}$ になるまで冷ます。さらに約 30 分間放置した後、目視検査する。標本プラスチック容器がスプレー塗装されている場合は、続いて 8.6 項に基づくプラスチック面のスプレー又はコーティング用色素の耐久性試験を行うこと。

8.4 衝撃耐性試験

8.4.1 ツール

8.4.1.1 厚さ 3cm 以上のテン、ラン、Burmese Rosewood、Xylia Wood などの硬質の木板、又は同等の硬度を持つ他の素材

8.4.1.2 直径 19 ミリメートル、密度 7.6~7.9 グラム/立方センチメートルの、表面が滑らかな鋼球

8.4.2 試験方法

コンクリートの床に水平に置いた木板上に、標本又は(蓋がある場合は)閉め蓋を引っくり返して置き、場合に応じて標本容器の底又は閉め蓋の中心付近に鋼球を垂直に落下させる。高さの範囲は表 3 の規定に従う。それから目視検査する。

表 3 高さの範囲
(8.4.2 項)

単位：センチメートル

プラスチック容器 の底又は蓋の形状	高さの範囲
円形 内径	
— 6 未満	20±2
— 6 以上	30±1
矩形又は長円形 内側の縁の幅	
— 6 未満	20±2
— 6 以上	30±1

8.5 プリント用色素の耐久性試験(もしあれば)

8.5.1 器具

TIS 619 に基づく感圧粘着紙テープ、又は同等の品質を持つ他の粘着紙

8.5.2 試験方法

感圧粘着紙テープを標本上のプリントされている部分に貼り、すぐに直角に引き剥がす。それから感圧粘着紙テープを目視検査する。

8.6 プラスチック面のスプレー又はコーティング用色素の耐久性試験(もしあれば)

8.6.1 ツール

8.6.1.1 図 1 のような形状のカッター

8.6.1.2 TIS 619 に基づく感圧粘着紙テープ、又は同等の品質を持つ他の粘着紙

8.6.2 試験方法

8.6.2.1 8.3 項の試験に合格した標本に対して、コーティング面の 6 箇所プラスチックの表面下まで深く達するように、十字形の切れ込みを入れる。その場合、各線は約 20 ミリメートルとし、各線が成す角度が $(30 \pm 5)^\circ$ になるようにする(図 2 参照)。標本プラスチック容器の両面にコーティング又はスプレー塗装されている場合は、内面に 4 箇所、また外面に 2 箇所の切れ込みを入れること。

8.6.2.2 感圧粘着紙テープを、クロスポイントの位置に合わせて約 30 ミリメートルの長さで貼り付ける。

8.6.2.3 感圧粘着紙テープを直ちに、かつ素早く、水平面から約 45° の角度を成すように引き剥がす(図 2 参照)。それから感圧粘着紙テープを目視検査する。

8.6.2.4 残りの 5 箇所について、8.6.2.1 項から 8.6.2.3 項までを繰り返す。

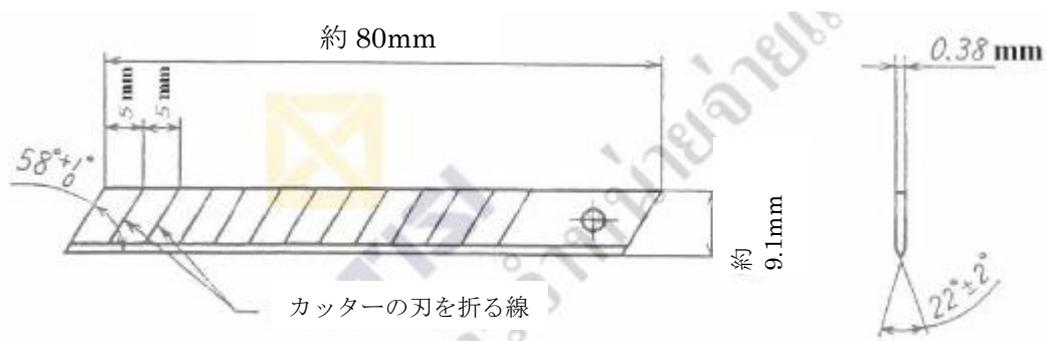


図 1 カッター
(8.6.1.1 項)

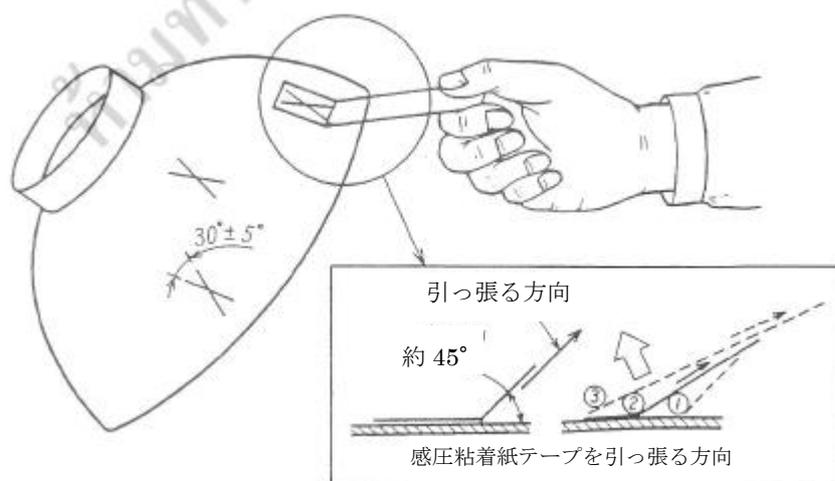


図 2 感圧粘着紙テープの引き剥がし
(8.6.2.3 項)

8.7 プラスチック配合色素の溶出試験

8.7.1 ツール

8.7.1.1 $(25 \pm 2)^\circ\text{C}$ 、 $(60 \pm 2)^\circ\text{C}$ 及び $(95 \pm 2)^\circ\text{C}$ に温度制御できる温水槽又はインキュベーター

8.7.1.2 容量 100 立方センチメートルのネスラー管

8.7.2 化学物質及び溶液

8.7.2.1 蒸留水

8.7.2.2 4 容量パーセント濃度の酢酸溶液

8.7.2.3 20 容量パーセント濃度のエタノール溶液

8.7.2.4 ノルマルヘプタン

8.7.3 標本溶液の準備

8.7.3.1 蒸留水又は 4 容量パーセント濃度の酢酸溶液で抽出する場合

標本を場合にに応じて蒸留水又は酢酸溶液に入れる又は浸す。使用する標本は乾いており、清潔で、埃が付着していないこと。使用温度は、常温区分の場合は $(60 \pm 2)^\circ\text{C}$ 、高温耐性区分の場合は $(95 \pm 2)^\circ\text{C}$ とし、使用する溶液に対する接触表面積を 2 立方センチメートル当たり 1 平方センチメートルとする。これを温水槽又はインキュベーター内に入れ、常温区分の場合は $(60 \pm 2)^\circ\text{C}$ 、高温耐性区分の場合は $(95 \pm 2)^\circ\text{C}$ の温度で 30 分間放置した後、得られた溶液をビーカーに移し変える。

8.7.3.2 20 容量パーセント濃度のエタノール溶液で抽出する場合

標本をエタノール溶液に入れる又は浸す。使用する標本は乾いており、清潔で、埃が付着していないこと。使用温度は $(60 \pm 2)^\circ\text{C}$ とし、使用する溶液に対する接触表面積を 2 立方センチメートル当たり 1 平方センチメートルとする。これを温度 $(60 \pm 2)^\circ\text{C}$ の温水槽又はインキュベーター内に入れ、30 分間放置した後、得られた溶液をビーカーに入れる。

8.7.3.3 ノルマルヘプタンで抽出する場合

標本をノルマルヘプタンに入れる又は浸す。使用する標本は乾いており、清潔で、埃が付着していないこと。使用温度は $(25 \pm 2)^\circ\text{C}$ とし、使用する溶液に対する接触表面積を 2 立方センチメートル当たり 1 平方センチメートルとする。これを温度 $(25 \pm 2)^\circ\text{C}$ で 60 分間放置した後、得られた溶液をビーカーに入れる。

8.7.4 キャリブレーション溶液の準備

キャリブレーション溶液を、場合にに応じて 8.7.3 項と同様に準備する。ただし、標本を入れる必要はない。

8.7.5 試験方法

8.7.3 項で得られた各場合の標本溶液を、ピペットでそれぞれ 100 立方センチメートル吸い取り、別々にネスラー管に入れて、ネスラー管を白色の面上に置く。そして、上から見て各場合の標本溶液の色を 8.7.4 項で準備したキャリブレーション溶液と比較する。

8.8 アクリロニトリルモノマーの分析

8.8.1 ツール

以下の状態におけるガスクロマトグラフィー

- (1) 内径 4 ミリメートル、長さ 2 メートルで、粒子サイズが 50 メッシュから 100 メッシュのポーラーパッキウを充填したケイ酸塩ガラスカラム、又はキャピラリーカラム(capillary column)などの同等の他のカラム
- (2) カラム温度 230°C
- (3) 移動相には、窒素ガス又はヘリウムガスを用い、8.8.2.2 項の標準溶液の流速を調整し、5 分から 10 分以内に流れ出てくるようにする。
- (4) 水素炎イオン化(hydrogen flame ionization, FID)型測定装置、又は質量分析計(mass spectrometer, MS)、若しくは高感度窒素リン検出器(high-sensitivity nitrogen phosphorus detector, NPD)などの同等の他の種類の測定装置。使用温度は 230°C とする。
- (5) カラムに注入する溶液の温度 200°C から 230°C

8.8.2 化学物質、溶液及び準備方法

8.8.2.1 ジメチルホルムアミド

8.8.2.2 プロピオニトリル標準溶液

プロピオニトリル 1 立方センチメートルを吸い取り、容量 100 立方センチメートルのフラスコに入れる。ジメチルホルムアミドを限界容量まで注ぎ、温度を(20±1)°Cに制御しておく。得られた溶液を 5 立方センチメートル吸い取り、容量 100 立方センチメートルのフラスコに入れて、ジメチルホルムアミドを限界容量まで注ぐ。得られた溶液を温度(20±1)°Cで保管しておく。

8.8.2.3 アクリロニトリル一次標準溶液

ピペットでアクリロニトリル 0.1 立方センチメートルを吸い取り、絶対質量を 1 ミリグラムの精度まで秤量し、容量 1 立方センチメートル以上のジメチルホルムアミドと一緒に容量 100 立方センチメートルのフラスコに入れる。それから、ジメチルホルムアミドを限界容量まで注ぎ、得られた溶液を温度(20±0.1)°Cで保管しておく。

備考 アクリロニトリルは揮発し易い物質であるため、アクリロニトリルの蒸気圧を減らすために、ジメチルホルムアミドの量を予めきちんと量っておくことが望ましい。

8.8.3 標準グラフの準備

- 8.8.3.1 8.8.2.3 項で得られたアクリロニトリルの標準溶液を、ピペットで 0 立方センチメートルから 2.0 立方センチメートルまでの容量を吸い取り、容量 20 立方センチメートルのフラスコに別々に入れる。そして、1 本につき 0.5 立方センチメートルずつ容量が増える順に 5 本のフラスコを並べ、各フラスコに 8.8.2.2 項で得られたプロピオニトリル標準溶液を 1 立方センチメートル注いでから、ジメチルホルムアミドを限界容量まで注ぐ。

8.8.3.2 8.8.3.1 項の溶液をガスクロマトグラフィーに 1 立方センチメートル注入してから、水素炎イオン化型測定装置で、電気信号値を測定する。

8.8.3.3 アクリロニトリルとプロピオニトリル間のグラフの下側の面積の比率、及びミリグラム/立方センチメートルによるアクリロニトリル量をグラフ化する。

8.8.4 標本溶液の準備

標本プラスチック容器をカットし小片にして、1 グラムの絶対質量を 1 ミリグラムの精度まで秤量し、容量 20 立方センチメートルのフラスコに入れ、ジメチルホルムアミド 15 立方センチメートルを注ぐ。ガラス栓で塞いで、放置し試料を溶かす。必要なら揺する。それから、8.8.2.2 項で得られたプロピオニトリル標準溶液を 1 立方センチメートル注いだ後、ジメチルホルムアミドを限界容量まで注ぐ。得られた溶液を温度(20±1)°Cで保管しておく。

8.8.5 分析方法

8.8.4 項で得られた標本溶液をガスクロマトグラフィーに 0.001 立方センチメートル注入し、アクリロニトリルとプロピオニトリル間の面積の比率を求めてから、8.8.3.3 項の標準グラフからミリグラム/キログラム単位のアクリロニトリルモノマーの量を求める。

8.8.6 計算方法

アクリロニトリルモノマーの量を以下の式より算出する。

$$AN = \frac{cV}{m}$$

ここで AN はミリグラム/キログラム単位のアクリロニトリルの量である。

c は標準グラフから読み取れるミリグラム/立法センチメートル単位のアクリロニトリルモノマーの量である。

V は立法センチメートル単位の標本物質の量である。

m はグラム単位の標本の質量である。

付属書 A

サンプリング及び判定基準 (7.1 項)

- A.1 ここでいうロットとは、同一期間に製造、納入又は売買される、同一方法により同一原料から作られる、同一区分及び種類のプラスチック容器を指す。
- A.2 サンプリング及び許容は、以下に定めるサンプリング計画に従うか、又は所定の計画と技術的に同等な他のサンプリング計画を用いること。
- A.2.1 一般特性、パッキング、マーク及びラベル試験のためのサンプリング及び許容
- A.2.1.1 表 A.1 で定める数量に従い、同一ロットからランダムサンプリングすること。
- A.2.1.2 4.1 項、5 項及び 6 項の各項目に適合しない標本の数量が、表 A.1 に定める許容量以下であること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。

**表 A.1 一般特性、パッキング、マーク及びラベル試験のためのサンプリング計画
(A.2.1 項)**

ロットサイズ 単位	標本サイズ 単位	許容量の数字
500 以下	8	1
501～3,200	13	2
3,201～35,000	20	3
35,000 超	32	5

- A.2.2 原料試験のためのサンプリング及び許容
- A.2.2.1 A.2.1 項の検査に合格した標本 1 単位量を用いること。
- A.2.2.2 標本が 3 項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。
- A.2.3 臭い及び味の試験のためのサンプリング及び許容(プラスチック用具を除く)
- A.2.3.1 A.2.1 項の検査に合格した標本を 5 単位量使用すること。
- A.2.3.2 標本が 4.2 項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。
- A.2.4 使用温度における温度耐性試験のためのサンプリング及び許容
- A.2.4.1 A.2.1 項の検査に合格した標本を 2 単位量使用すること。
- A.2.4.2 各標本が 4.3 項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。

A.2.5 衝撃耐性試験のためのサンプリング及び許容(プラスチック用具を除く)

A.2.5.1 A.2.1 項の検査に合格した標本を 1 単位量使用すること。

A.2.4.2 サンプルが 4.4 項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。

A.2.6 安全特性試験のためのサンプリング及び許容

A.2.6.1 同一ロットから 20 単位量をランダムサンプリングして標本の集合を作ること。
標本が足りない場合は、所定の標本の集合が得られるまで、同一ロットから追加のサンプリングを行うこと。

A.2.4.2 標本が 4.5 項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。

A3 判定基準

プラスチック容器の標本が A.2.1.2 項、A.2.2.2 項、A.2.3.2 項、A.2.4.2 項、A.2.5.2 項及び A.2.6.2 項の各項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が本工業製品規格に適合するものと見なす。

付属書 B

安全に、かつ健康に害を及ぼさずに食品と接触できることを示す記号
(6.1 (6)項)

